



# 税のプロムナード 確定申告のお知らせ

令和5年12月  
本所 税務署  
向島 税務署

確定申告は、スマホからできます。ぜひ、ご自宅からスマホやパソコンを使ってe-Tax（電子申告）をご利用ください。

## ★ 申告書の作成及び提出について

### ① 申告書を作成します。

国税庁ホームページ『確定申告書等作成コーナー』へアクセス

作成コーナー



▶画面の案内に沿って入力すれば税額まで自動計算

▶マイナポータル連携や過去の申告データを利用して自動入力

▶自宅からスマホとマイナンバーカードを使ってe-Tax！

### ② 申告書を提出します。

#### ◇ e-Tax で送信して提出

#### マイナンバーカード方式

マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマホを利用してe-Taxで送信できます！

ご自宅からスマホが便利！



【マイナンバーカード】



パソコンもマイナンバーカードがあればICカードリーダライタがなくてもOK



#### ID・パスワード方式

「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの方



ID・PW  
が目印

「ID・パスワード方式の届出完了通知」は、税務署で発行しています

発行を希望される場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

※ ID・パスワード方式は暫定的な対応ですので、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

◇ 印刷して提出される場合は東京国税局業務センター（4面参照）へ郵送してください。

～事業所得者・不動産所得者のみなさまへ～

### 消費税 インボイス制度について

適格請求書（インボイス）発行事業者は、令和6年4月1日（月）までに消費税の確定申告を行う必要があります。

なお、免税事業者がインボイスの登録を受けた場合は、負担軽減措置等があります。

インボイス制度に関する情報ガイド（税額の計算方法）



確定申告手続は、確定申告書等作成コーナー・e-Taxをご利用ください！！

e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。